

那須烏山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)一人件費の状況（普通会計決算）

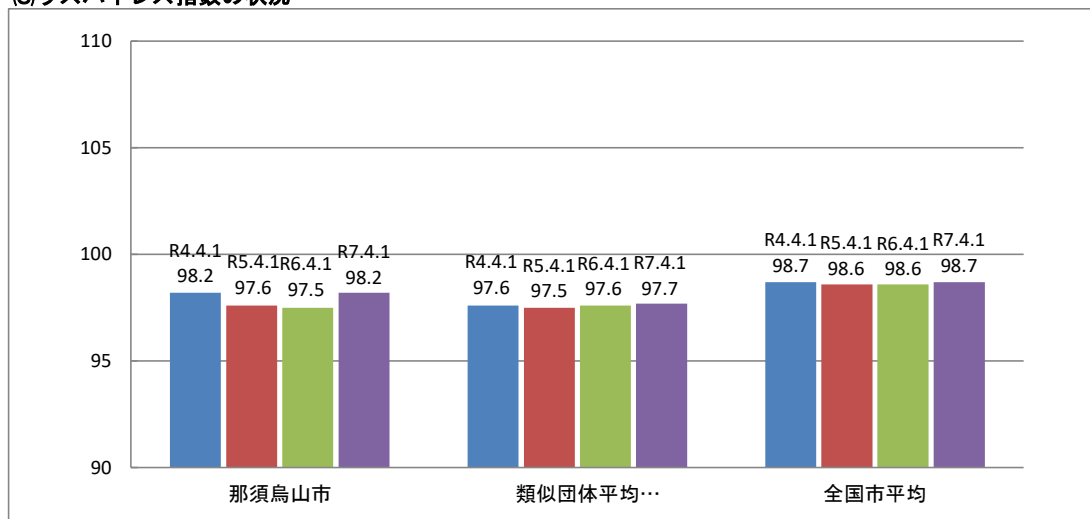
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 5年度の人件费率
6年度	人 23,482	千円 13,790,437	千円 758,666	千円 2,205,260	% 16.0	% 15.7

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 230	千円 851,392	千円 136,063	千円 342,039	千円 1,329,494	千円 5,780	千円 6,004

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（再任用短時間）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレース指数の状況



- 1 ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日ラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

①、②該当なし

(4)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給与の見直し

実施 ・ 未実施

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容)
・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準2%に対し、本市においても2%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(5)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
那須烏山市	41.0 歳	314,400 円	364,539 円	337,473 円
栃木県	42.1 歳	329,600 円	404,503 円	362,243 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体[一般市]	42.3 歳	325,941 円	386,178 円	355,674 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
那須烏山市	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
その他	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
栃木県	52.6 歳	210 人	293,500 円	330,749 円	311,730 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円	-	-	-	-
類似団体[一般市]	51.7 歳	12 人	299,324 円	330,782 円	311,434 円	-	-	-	-

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
那須烏山市	43.7 歳	346,042 円	393,752 円
栃木県	43.2 歳	371,245 円	420,989 円
類似団体	39.3 歳	305,779 円	345,488 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		那須烏山市	栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	211,000 円	192,500 円	-
	中 学 卒	- 円	- 円	-

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,628 円	369,079 円	385,567 円	420,962 円
	高校卒	262,563 円	292,400 円	362,750 円	398,467 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

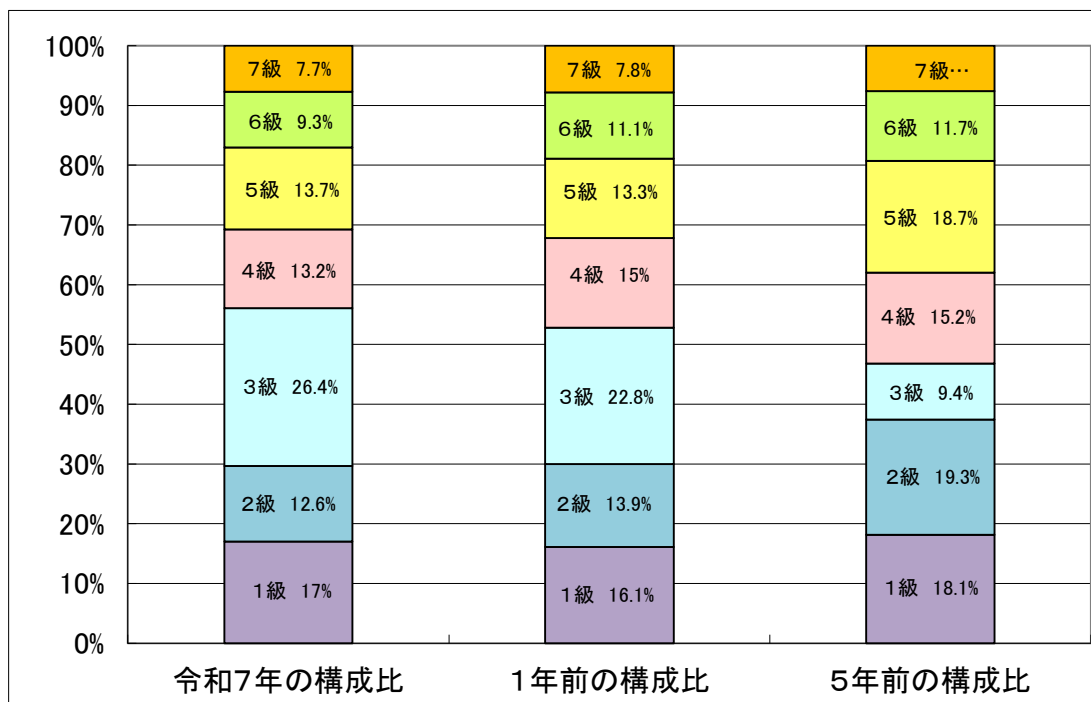
(注) 「-」印については、該当者がいないことを表す。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

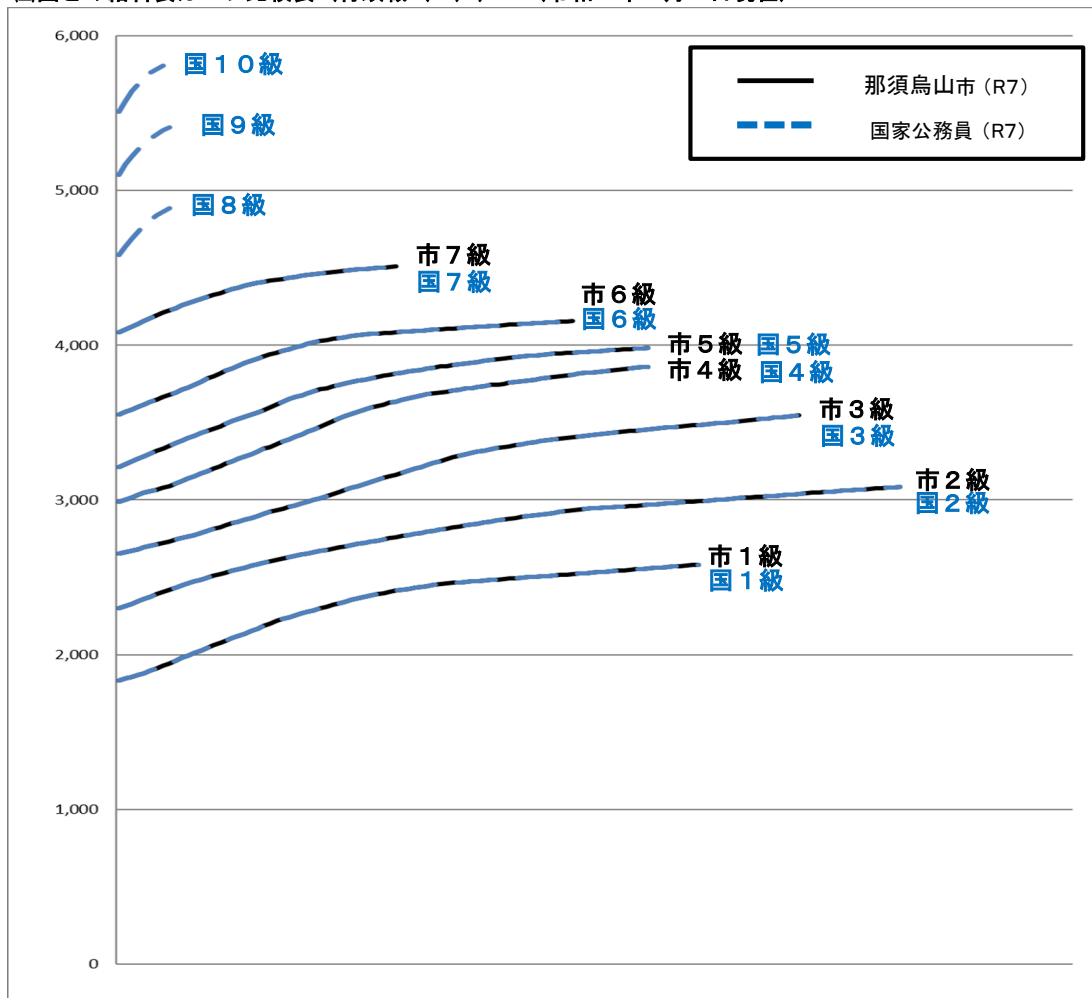
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事、課長の職務	14人	7.7%	408,300 円	450,900 円
6級	課長、主幹の職務	17人	9.3%	355,200 円	415,700 円
5級	課長補佐の職務	25人	13.7%	321,300 円	398,200 円
4級	係長の職務	24人	13.2%	298,800 円	386,100 円
3級	主査の職務	48人	26.4%	265,300 円	354,700 円
2級	主任の職務	23人	12.6%	230,000 円	308,500 円
1級	主事、技師の職務	31人	17.0%	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 那須烏山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成18年に8級制から7級制に変更している。



(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における適用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を適用している	○		○	
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分の適用（一律）	/		/	
ロ 人事評価を適用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

那須烏山市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,777 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5~20% ▶ 管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5~20% ▶ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

令和7年度中における適用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分の適用 (一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

那須烏山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
▶ 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			▶ 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	1,827 千円	23,957 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
那須烏山市	2%	230人	2%

(4)特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		-	%	
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R6決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	右記業務に従事する職員	診療所における診療業務のほか、市が行う保健予防事業等に従事したとき	- 千円	月額 90,000円
医学研究手当	右記業務に従事する職員	公衆衛生及び医療業務の向上のために特に必要な研究を行うとき	- 千円	月額 200,000円に経験年数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	74,546 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	433 千円
支給実績(令和5年度決算)	54,635 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	303 千円

(6)その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族要件 ▶ 配偶者 3,000円 ▶ 子 1人につき11,500円(特定扶養5,000円加算) ▶ 父母等 1人につき6,500円	同	-	20,288 千円	241,523 円
住居手当	▶ 自ら居住するための賃貸住宅で月額16,000円を超える家賃を払っている場合、月額28,000円限度	異	市内の賃貸住宅に限る	5,723 千円	211,962 円
通勤手当	片道2km以上の通勤距離で公共交通機関や自家用車等を使用して通勤している場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同	-	20,632 千円	104,730 円
管理職手当	参事の職: 44,300円 課長の職: 37,400円 主幹の職: 27,800円	同	-	13,653 千円	390,085 円
宿日直手当	一般の宿日直(休日及び平日朝夕における庁舎管理) 4,400円(勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同	-	2,699 千円	40,893 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	750,000 円 () 円	(参考)一般市類型における最高/最低額 980,000 円 / 525,700 円	
	副市長	610,000 円 () 円	794,000 円 / 495,700 円	
報酬	議長	370,000 円	530,000 円 / 327,000 円	
	副議長	300,000 円	470,000 円 / 279,000 円	
	議員	270,000 円	450,000 円 / 259,000 円	
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 退職の日におけるその者の給料月額に、在職期間の月数を乗じて得た額にそれぞれの役職に応じた率〔市長:42/100、副市長:25/100〕	(1期の手当額) 15,120千円 7,320千円	(支給時期) 退任時 退任時
	備考	算定式・・・給料月額×48月(1期:48月)×支給割合		

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

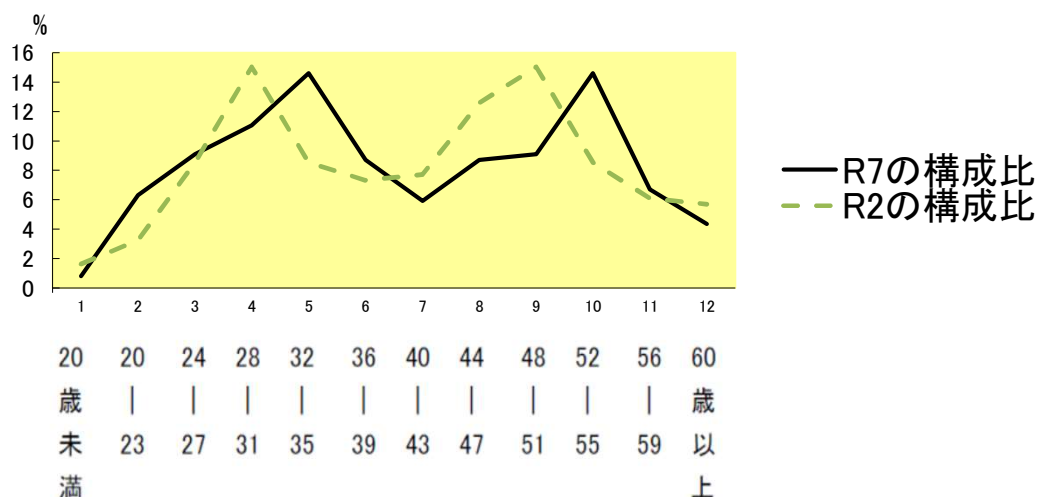
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	1	業務増による職員の増
		総務	65	64		
		税務	16	16		
		農林水産	14	14		
		商工	9	9	4	業務増による職員の増 保育施設の廃止、業務移管等による減
		土木	23	19		
		民生	33	44		
		衛生	15	15		
	計	179	185	△ 6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 78.78 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数70.52人)	
	教育部門	51	40	11	保育施設の新設による増	
消防部門						
小 計	230	225	5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 95.81 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数(90.75人)		
公営 企会計 等部門	病院	1	1	1	業務増による職員の増	
	水道	7	7			
	下水道	3	2			
	その他	12	12			
小 計	23	22	1			
合 計		253 [260]	247 [260]	6 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 105.18 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 類似団体の人口10,000人あたり職員数は、令和7年4月1日現在の数値である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	16人	23人	28人	37人	22人	15人	22人	23人	37人	17人	11人	253人
(参)R2	4人	8人	21人	37人	21人	18人	19人	31人	37人	21人	15人	14人	246人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年		
一般行政職	176人	173人	171人	184人	185人	179人	3人 (1.7%)	
教育	47人	50人	49人	43人	40人	51人	4人 (8.5%)	
警察								
消防								
普通会計	223人	223人	220人	227人	225人	230人	7人 (3.0%)	
公営企業等会計	23人	22人	22人	22人	22人	23人	0人 (0%)	
総合計	246人	245人	242人	249人	247人	253人	7人 (2.8%)	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 530,660	千円 38,964	千円 49,323	% 9.3	% 9.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(5年度)一般市類型平均 一人当たりの給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 7	千円 31,538	千円 4,105	千円 13,315	千円 48,958	千円 6,994	千円 6,827

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.4 歳	370,467 円	531,229 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,902 千円				1,527 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.400) 月分		(1.000) 月分		(1.400) 月分		(1.000) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
▶ 役職加算 5~15%				▶ 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
▶ 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			▶ 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	なし)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	1,827 千円	23,957 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

支給実績(令和6年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
那須烏山市	2%	230人	2%

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,318千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	188千円
支給実績(令和5年度決算)	1,953千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	279千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族要件 ▶配偶者 3,000円 ▶子 1人につき11,500円(特定扶養5,000円加算) ▶父母等 1人につき6,500円	同	-	1,680千円	280,083円
住居手当	▶自ら居住するための賃貸住宅で月額16,000円を超える家賃を払っている場合、月額28,000円限度(市内在住に限る)	異	市内の賃貸住宅に限る	300千円	300,000円
通勤手当	片道2km以上の通勤距離で公共交通機関や自家用車等を使用して通勤している場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同	-	334千円	47,828円
管理職手当	参事の職:44,300円 課長の職:37,400円 主幹の職:27,800円	同	-	448千円	448,800円
宿日直手当	一般の宿日直(休日及び平日朝夕における庁舎管理)4,400円(勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同	-	-千円	-円

(2)下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 357,175	千円 41,804	千円 12,349	% 3.5	% 3.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(5年度)一般市類型平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 2	千円 8,601	千円 2,812	千円 936	千円 12,349	千円 6,174	千円 6,729

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
水道事業	37.3 歳	331,832 円	470,001 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
468 千円				1,527 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.400)月分		(1.000)月分		(1.400)月分		(1.000)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
▶ 役職加算 5~15%				▶ 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				一般行政職			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
▶ 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)				▶ 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円				1人当たり平均支給額 1,827 千円 23,957 千円			

注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

支給実績(令和6年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
那須烏山市	2 %	230 人	2 %

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	258 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	129 千円
支給実績(令和5年度決算)	363 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	181 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族要件 ▶配偶者 3,000円 ▶子 1人につき11,500円 (特定扶養5,000円加算) ▶父母等 1人につき6,500円	同	-	120 千円	120,000 円
住居手当	▶自ら居住するための賃貸住宅で月額16,000円を超える家賃を払っている場合、月額28,000円限度(市内在住に限る)	同	-	- 千円	- 円
通勤手当	片道2km以上の通勤距離で公共交通機関や自家用車等を使用して通勤している場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同	-	240 千円	120,000 円
管理職手当	参事の職:44,300円 課長の職:37,400円 主幹の職:27,800円	同	-	- 千円	- 円
宿日直手当	一般の宿日直(休日及び平日朝夕における庁舎管理)4,400円(勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同	-	- 千円	- 円

8 職員に対しての福利厚生公費支出**(1)公費負担支出**

職員の健康維持増進のため、医療個人給付の中の「人間ドック」に対し、互助会会員一人あたり2,500円を上限に公費負担をするものである。

(2)公費負担額

272,500円 (109名分：令和7年度実績)